

人口 16.6.1 現在
 ()内は前月比
 人口 / 318,077人(+ 64)
 男 / 151,472人(+ 33)
 女 / 166,605人(+ 31)
 5月分・出生 202人
 ・死亡 199人
 ・転入 701人
 ・転出 640人
 世帯 / 127,396世帯(+ 116)



INFORMATION

市役所からのお知らせ

訂正とお詫び...広報あきた 6月11日号4ページの「足栗毛」(県立博物館蔵)とあるのは、正しくは県立博物館寄託でした。訂正しておわびします(広報課)



建都400年イベント「春のステージ」

秋田市建都400年記念イベント出演者募集

8月1日(日)に行う「建都400年記念式典プレステージ」、8月2日(月)~6日(金)に行う「建都400年フェスティバル」で、舞台芸術、パフォーマンスなどでイベントを盛り上げてくれる団体・個人を募集しています。会場はアルヴェほか。

申込方法、出演条件の問い合わせ

秋田市建都400年記念事業実行委員会(企画調整課内)
 tel(866)2032

1 在宅介護しているご家族へ商品券を贈呈

在宅で要介護者を介護しているご家族をサポートするため、1か月あたり3千円分の秋田市共通商品券を贈呈します。

対象者 今年1月~6月の間、要介護4または5の該当月があり、介護保険料の所得段階が1~3段階の第1号被保険者、または市民税非課税の第2号被保険者を、自宅で介護している家族のかた
商品券の相当額は、右の期間中の1か月単位で算定しますが、要介護者が、介護保険施設または医療機関へ入院・入所(在宅サービスのショートステイを除く)した日数が10日以上の場合には対象外となります。
 ショートステイの利用日数超過の届出をしている場合は対象外。
 家族介護用品支給事業や家族介護

2 国民年金保険料の免除制度のご利用を

慰労事業を利用しているかたは、利用した同月分は支給されません。
申請方法 7月15日(木)~30日(金)に、介護保険窓口にある申請書で、お申し込みください。なお、第2号被保険者の場合、課税状況の調査への同意書が必要です。
商品券贈呈時期 商品券は、対象者を確認のうえ、9月中に介護保険窓口でお渡しします。
 問い合わせ
 介護保険課☎(866)2069

所得の減少や失業などで、経済的に国民年金保険料の納付が困難な場合、本人の申請により免除される制度があります。
 平成15年度中に免除の承認を受けただかたは、承認期間が6月30日(水)までとなっています。引き続き希望さ

3 創業サポート 経営の悩み事を解決しませんか

れる場合は、7月1日(木)から8月31日(火)までに国保年金課、土崎支所、新屋支所で手続きをしてください。
 免除制度について詳しくは、国保年金課国保年金資格担当へお問い合わせください。☎(866)2097

市の融資制度(創業資金)を利用して、創業1年未満のかたが対象。経営課題の解決や専門知識の習得など、6か月間無料で支援します。

支援内容 秋田商工会議所の専門職員による相談(日常経理、税務申告、労務管理、融資など) 経営に役立つ各種講習会などの情報提供 県や市などの公的融資・支援制度の案内
 申し込み 商業観光課商業政策担当☎(866)2112

4 国道、県道、市道の愛称を募集

親しみのある道路環境づくりのため、まだ愛称のついていない市内の国道、県道、市道などを対象に、愛称を募集します。募集期間は、7月1日(木)~30日(金)。採用されたかたには、表彰状と記念品をさしあげます。
応募方法 はがき、ファクス、Eメ



交通安全ワンポイント! 通り慣れた交差点が事故多発地点です

自宅近くの通り慣れた交差点が自転車事故多発地点。信号のない交差点では、必ず一時停止と安全確認を!



老人保健でお医者さんにかかるかた 医療受給者証の更新

負担割合が変わるかただけに
新しい受給者証をお送りします



昭和7年9月30日以前に生まれたかた、または、65歳以上で一定の障害があるかたがお持ちの医療受給者証は、8月1日付けで更新となります。更新によって自己負担割合が変わるかただけに、新しい受給者証を7月27日(火)以降に郵送します。

新しい受給者証が届いたかたで、現在入院または通院しているかたは、忘れずに医療機関に新しい受給者証を提示してください。なお、古い受給者証は必ず返送してください。

15年中の所得が14年中の所得と比べ、大きな増減がなかったかたは、負担割合は変わりません。現在お持ちの受給者証を引き続きお使いください。

医療費の自己負担割合と1か月の自己負担限度額

区分	自己負担割合	自己負担限度額(1か月)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上の所得のあるかた※1	2割	40,200円	72,300円+(医療費が月に361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%)
一般		12,000円	40,200円
市民税非課税世帯のかた※2	1割	8,000円	24,600円
市民税非課税で所得が一定以下の世帯のかた※3			15,000円

- 1...老保該当者および同一世帯の70歳以上の高齢者で、市民税の課税標準額が124万円以上のかたが1人でもいる世帯のかた。ただし、70歳以上のかたが2人以上の世帯で、年収637万円未満、単身世帯で年収450万円未満の場合は1割負担
- 2...世帯員全員が市民税非課税の世帯
- 3...所得が0円の世帯(例：年金収入のみの場合は、単身世帯で年収約65万円以下、夫婦2人世帯では年収約130万円以下)

老人医療の新しい減額認定証は 8月上旬に送付します

世帯全員が市民税非課税または所得が0円の世帯のかたには、申請により、老人医療の一部負担金と入院時の食事代の負担が軽くなる「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。

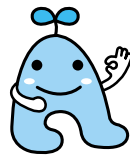
現在お持ちの認定証は、有効期限が7月31日までです。6月21日までに申請を済ませたかたには、8月上旬以降、新しい認定証を郵送します。

区分	1日
一定以上の所得のあるかた	780円
一般	
市民税非課税のかた	90日までの入院 1日 650円
市民税非課税で所得が一定以下の世帯のかた	過去12か月の入院日数が90日を超える入院 1日 500円
	市民税非課税で所得が一定以下の世帯のかた 1日 300円

問い合わせ

障害福祉課医療福祉室tel(866)2513ファクス(863)6362

エコアちゃんの 環境貯金箱作戦



減ったけど
目標には
ちよっと...

中間報告!

5月末現在の環境貯金は
141万1千円

5月の家庭ごみなどの量は、基準年(平成14年)の5月と比べて245トンを減少し、5月末現在の貯金額は141万1千円となりました。

5月の家庭ごみなどの量

	基準(H14)	目標	実績	基準との比較
5月	11,169トン	10,818トン	10,924トン	△ 245トン
累計	23,196トン	22,467トン	21,973トン	△1,223トン

* 御所野の総合環境センターで焼却・溶融したごみの量(資源化物を除く)

明德館の 利用時間を延長



中央図書館明德館の開館時間が、1時間繰り上がり午前9時になりました。また、7月のみ、平日は閉館時間を1時間繰り下げ午後8時までとします。ぜひご利用ください。

明德館tel(832)9220

1ルで、道路の場所と愛称、住所、氏名(フリガナ)、電話番号を書いて、〒010 8560 秋田市山王一丁目1-1 都市総務課都市環境担当
Eメール ro-urmn@city.akita.jp
ファクス(865)6957
☎(866)2332

5 各種団体で行う 記念植樹に助成

(社)県緑化推進委員会では、環境緑化の向上に効果的で、用地関係が明確な場所への記念植樹に助成しています。助成対象は、苗木や資材の購入などの費用(上限額あり)。申し込み多数の場合は、選考などにより決定します。なお、学校関係は対象外となります。対象 公共機関などが行う誕生、七五三、成人などによる植樹 民間企業などが行う入社、創業、周年などによる植樹 民間団体(町内会、老人クラブなど)が行う植樹 緑の少年団

6 カメムシ防除を 徹底しましょう

カメムシ類による被害を防ぐため、水田周辺の雑草地や農道、畦畔、水路、休耕田などの草刈りを定期的に行いましょう。出穂間近の草刈りは、カメムシ類を水田に追い込み、斑点米被害を助長してしまいます。草刈りは、7月20日ころまでに終えましょう。問い合わせ 農政課☎(866)2115

などが行う結成などによる植樹
申し込み 7月2日(金)まで市緑化推進委員会(公園課内)☎(866)2445



(財)秋田市体育協会と秋田市スポーツ少年団事務局は7月1日(木)から八橋球技場内に移転します。新しい電話番号 (896)5331 新しいFAX番号 (896)6441